

ヘルステック実証支援補助金に係る旅費支給に関する基準

ヘルステック実証支援補助金に係る旅費の算出を以下のとおり定めて運用する。

第1条 原則

事業の実施に必要な国内旅行時にのみ本基準は適応される。

第2条 旅費の種類

旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額により支給する。
- 6 旅行雑費は、実費額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

第3条 旅費の計算

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第4条 鉄道賃

鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

一 乗車に要する運賃

二 急行料金を徴する列車（以下「急行列車」という。）を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

三 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定す

る特別車両料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第二号に規定する急行料金及び同項第四号に規定する座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。
- 3 前号の規定に該当しない場合において、急行列車を利用する必要があると認めた場合は、急行料金等を支給する。

第5条 船賃

船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は中級、県内旅行は下級の運賃
 - 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は上級、県内旅行は下級の運賃
 - 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - 四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - 五 第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - 六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

第6条 航空賃

航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及び特別座席料金による。

第7条 車賃

車賃の額は、1キロメートルにつき23円とする。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第 8 条 旅行雑費

旅行雑費の実費額は、有料の道路又は駐車場の利用料金の額とする。

第 9 条 宿泊料

宿泊料の額は、現に支払った旅行中の宿泊に要する費用とする。ただし、宿泊先の地域に応じた別表 1 の額を上限とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

別表 1 （第 9 条関係） 宿泊料

宿泊料（1 夜につき）					
北海道	15,000円	石川県	10,000円	岡山県	14,000円
青森県	12,000円	福井県	10,000円	広島県	14,000円
岩手県	10,000円	山梨県	13,000円	山口県	9,000円
宮城県	12,000円	長野県	13,000円	徳島県	10,000円
秋田県	11,000円	岐阜県	13,000円	香川県	15,000円
山形県	10,000円	静岡県	12,000円	愛媛県	12,000円
福島県	9,000円	愛知県	12,000円	高知県	12,000円
茨城県	11,000円	三重県	12,000円	福岡県	17,000円
栃木県	11,000円	滋賀県	11,000円	佐賀県	11,000円
群馬県	12,000円	京都府	20,000円	長崎県	13,000円
埼玉県	16,000円	大阪府	16,000円	熊本県	14,000円
千葉県	17,000円	兵庫県	17,000円	大分県	11,000円
東京都	21,000円	奈良県	12,000円	宮崎県	11,000円
神奈川県	16,000円	和歌山県	11,000円	鹿児島県	11,000円
新潟県	16,000円	鳥取県	9,000円	沖縄県	12,000円
富山県	11,000円	島根県	12,000円		